

燕市建設工事積算内訳事後公表の試行について

令和 3 年 6 月
総務部用地管財課

燕市が発注する建設工事の透明性、客観性の向上を図るため、積算内訳を書面による閲覧の方法で事後公表します。令和3年4月1日以降に契約を締結したものから適用します。

1. 事後公表の対象工事

建設業法第2条第1項に規定する建設工事で、設計金額が130万円以上の土木一式工事及び建築一式工事とします。

※随意契約は除きます。

2. 事後公表する内容

(1) 土木一式工事

設計書鑑		・工事名、工事番号、施工地、設計額、工事日数又は完成期限、設計概要
本工事費内訳表	直接工事費	・工事区分、工種、種別について、それぞれの名称、単位、金額を記述。 ・細別の内訳について、名称、数量、単位を備考欄に記述。
	間接工事費	・共通仮設費、現場管理費、一般管理費等とし、名称、金額を記述。

(2) 建築一式工事

設計書鑑		・工事名称、工事場所、施設概要、工事概要、工事期間
内訳書	直接工事費	・工事費内訳、種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳について、それぞれの名称、数量、単位、金額を記述。
	間接工事費	・共通仮設費、現場管理費、一般管理費等とし、名称、数量、単位、金額を記述。

3. 事後公表の時期

契約締結日から起算して30日後に閲覧に供するものとします。

4. 事後公表の期間

当該契約年度及び翌年度とします。

5. 閲覧の場所

燕市役所総務部用地管財課

6. 閲覧の日時

土・日、祝祭日、12月29日から翌年の1月3日を除く日
午前9時から午後5時（ただし、正午から午後1時までを除く。）

※閲覧書類の整理その他必要がある場合には、閲覧日時を変更する場合があります。

7. 閲覧の条件

- (1) 積算内訳の書面は閲覧場所以外には持ち出すことはできません。
- (2) 積算内訳を汚損又は毀損してはなりません。
- (3) 積算内訳の複写等はいりません。
- (4) 閲覧に供した資料の内容に関する問い合わせは、積算した担当課とします。

9. 公表資料の管理及び保管

総務部用地管財課において行います。

10. 閲覧の手続き

(1) 総務部用地管財課において、燕市建設工事積算内訳閲覧申請書に必要事項を記入して所定の閲覧場所で閲覧してください。

(2) 上記7の閲覧の条件を遵守して閲覧してください。

11. 適用

令和3年4月1日以降に契約を締結したものから適用します。

12. 問い合わせ先

燕市総務部用地管財課契約管理係 0256-77-8332